

令和5年産米にかかる生産数量の目安（面積）設定の考え方等（案）

1. 令和5年産主食用米「生産数量の目安（面積）」規模

令和5年産米の全国必要生産量が669万トと令和4年産主食用米生産量（見込）の670万トとほぼ同数量とされたことから、令和4年産の生産面積と同規模の51,900haを県全体の令和5年産主食用米の「生産数量の目安（面積）」として設定。

＜食糧部会における基本指針＞

単位：万ト

項目	7月27日 食糧部会	10月20日 食糧部会	備考
令和3年6月末民間在庫量	218		
令和3年産主食用米等生産量	701		
令和3/4年供給量計	919		特別枠12万トを含む
令和3/4年需要量	702		
令和4年6月末民間在庫量	217	218	特別枠9万トを含む
令和4年産主食用米等生産量	675	670	9/25現在作況による予想収穫量
令和4/5年供給量計	892	888	特別枠9万トを含む
令和4/5年需要量	692	691～697	※1
令和5年6月末民間在庫量	200	191～197	
令和5年産主食用米等生産量		669	※2
令和5/6年供給量計		860～866	
令和5/6年需要量		680	トレンド試算で△10万ト
令和6年6月末民間在庫量		180～186	※

※1 トrend試算＝一人当たり消費量×人口＝691万ト、販売動向調査結果による増加＝9.2万ト
価格変動（4年産価格が3年産より上昇）による影響△3.2万ト、691+9.2-3.3＝697

※2 令和4/5需要量が691万ト、令和6年6月末在庫を180万トとした場合の生産量は、663万ト

2. 地域農業再生協議会別「生産数量の目安（面積）」の設定

(1) 主食用米の「生産数量の目安（面積）」

ア. 基本的考え方

- 令和4年産主食用米については、県全体として令和3年産米対比2,800ha削減の51,900haとなった。
- また、令和4年産主食用米の「生産数量の目安（面積）」よりも深掘りしている地域農業再生協議会も多く、令和4年産の県全体の「生産数量の目安（面積）」52,600haをも700ha深掘りする結果となった。
- このため、令和5年産の「生産数量の目安（面積）」設定にあたっては、令和4年産主食用米作付面積の実績と令和4年産の「生産数量の目安（面積）」を要素として整理する。
- 令和4年産全水稻作付面積が200ha未満の地域農業再生協議会（町村）および被災12市町村は、当該市町村の意向を尊重して設定する。

イ. 具体的な算定の考え方

令和5年産主食用米「生産数量の目安（面積）」は、県全体で令和4年産米の作付面積と同じ51,900haと設定し、地域協議会ごとの面積は以下の方法により設定する。

- ① 令和4年産全水稻作付面積が200ha未満の地域農業再生協議会（町村）及び被災12市町村協議会は希望どおり設定。
- ② その他の地域農業再生協議会は、①の設定後の面積について以下により設定する。

<ステップ1>

次のA、Bのうち少ない面積を各地域農業再生協議会ごとに仮設定する。

- A 令和4年産主食用米作付面積（実績）
- B 各協議会の令和4年産主食用米「生産数量の目安（面積）」×県全体の令和5年産主食用米「生産数量の目安（面積）」（県合計51,900ha）/県全体の令和4年産の「生産数量の目安（面積）」（県合計52,600ha）

＜ステップ2＞

- ① および＜ステップ1＞により設定した後の残余については、協議会ごとに、令和4年産主食用米の「生産数量の目安（面積）」と「作付面積」（実績）のいずれか少ない方の面積を上限として＜ステップ1＞で仮設定した「生産数量の目安（面積）」と上限との差に応じて設定する。

（2）全水稲作付面積の「生産数量の目安（面積）」

- 被災12市町村及び令和4年産全水稲作付面積が200ha未満の地域農業再生協議会：作付意向により設定する。
○その他地域農業再生協議会：令和4年産実績とする。

（3）非主食用米の「生産数量の目安（面積）」

ア 非主食用米

- 全水稲作付面積から主食用米作付面積を控除した面積とする。

イ 備蓄米

全地域農業再生協議会とも次の算式により得られた面積とする。

令和4年産備蓄米×県全体の令和5年産備蓄米目標面積（5,300ha）／令和4年産備蓄米実績面積（5,408ha）

ウ 飼料用米

全地域農業再生協議会とも次の算式により得られた面積とする。

令和4年産飼料用米実績×県全体の令和5年産飼料用米目標面積（12,600ha）／令和4年産飼料用米実績面積（12,631ha）

エ その他

非主食用米「生産数量の目安（面積）」から備蓄米・飼料用米面積を控除した面積とする。

（▲の場合は各地域農業再生協議会が備蓄米・飼料用米で調整することとする。）

3. 地域農業再生協議会別生産数量の目安（面積）一覧

- 別添のとおり。

以上

福島県産麦の今後の推進方針

令和3年12月作成

令和4年11月一部変更

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

福島県産麦は、平成23年3月に発生した東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、需要構造が大幅に変化し、現状の生産規模は作付面積で震災前の約93%の水準（令和3年産）にとどまっている。

また、ウクライナ情勢等による世界的な食料安全保障のリスクが顕在化し、輸入依存度の高い小麦の国産需要が高まっており、県産小麦の安定供給が必要である。

現在、浜通りを中心とする営農再開地域および各地の大規模生産組織において、麦は水田における土地利用型作物の作付体系上、今後とも重要な作物として位置づけられ、令和5年産以降に向けて、波及効果の高い畑作物のモデル地区を設定、及び推進対象地区を明確にした上で、積極的な畑作物の推進活動を展開することとしている。

については、福島県産麦をめぐる現状と、それを踏まえた今後の推進の考え方を提示する。

1. 福島県における麦作の現状・課題

1. 生産面

(1) 作付面積の推移

単位：ha

麦種	地域	H22年産	R2年産	R3年産	R4年産（※）
小麦	中通り	73	68	71	51
	会津	164	228	113	119
	浜通り	204	113	224	237
	計	441	409	408	407
大麦	全域	41	20	40	29
合計		482	429	448	436

※R4年産は全農福島の出荷契約面積

○小麦は、浜通りを中心に営農再開により、面積が震災前以上に拡大している。

(2) 県内団地の水田作付面積

単位：ha

団地面積	H22年産	H24年産	R2年産	R3年産	R4年産
中通り	16	16	12	10	7
会津	143	70	52	41	52
浜通り	192	87	203	222	210
計	350	172	267	274	269

注) 県調べ、県内で1ha以上麦作付している団地の水田面積

(3) 令和3年産小麦の品種別作付面積

単位：ha、%

品種	面積	比率
きぬあずま	170	42
ゆきちから	213	52
さとのそら	22	5
その他	2	1
計	407	100

注) 全農の出荷契約ベースの面積の比率

- 現状「きぬあずま」が全体作付面積の約42%を占める。しかし「きぬあずま」は他県での作付はなく、福島県のみで栽培されている状況。
- 「きぬあずま」「ゆきちから」は県奨励品種、「さとのそら」は関東地区での主力品種で令和2年産からJA全農福島県本部が相馬地区で展示ほを設置し、試験栽培を実施。

(4) 単収の推移

単位：kg/10a

麦種	品種	H22年産(※)	R2年産	R3年産	R4年産(※)
小麦	きぬあずま	—	291	292	214
	ゆきちから	—	139	204	160
	さとのそら	—	302	277	355
	計	148	248	227	201
	大麦	198	230	134	68
	計	152	248	220	201

注1) H22年産(※)単収は農林水産統計の県単収を記載。

注2) R2～4年産(※)単収は全農の出荷契約面積を記載。

- 会津地区での単収が低く、銘柄としては「ゆきちから」の単収が低い状況。

2. 需要面

(1) 小麦

「きぬあずま」

- ・震災以降、学校給食における県産麦使用製品の需要がなくなり、この状況は現在も継続。このため、最終需要が固定せず、円滑な使用・消費が困難な状況。

「ゆきちから」

- ・県内においてパン・麺用として需要は一定量存在。しかしながら生産量が少なく、製粉・販売に苦慮。

「さとのそら」

- ・関東地区での主力品種。一部需要者からは、混合して使用できるので「きぬあずま」より使用しやすいとの評価。

(2) 大麦

- 現在、生産量が少なく、実質県内需要者の使用はなく、他県の精麦業者で使用。

○県産麦品種別契約実績

単位：トン

販売先	品種	契約数量		
		令和2年産	令和3年産	令和4年産
A製粉	きぬあずま	46	57	340
	ゆきちから	156	338	267
	その他	2	77	120
	計	204	472	727
B製粉	きぬあずま	443	441	0
	さとのそら	75	0	0
	計	517	441	0
C精麦	大麦	10	16	11
合計		732	928	738

注) 全農の出荷契約ベースの面積の比率

3. 課題

- 需要面から「きぬあずま」を中心とした生産・販売の継続は困難。大胆な品種転換の検討と新たな需要の確保が必要。
- 地域によっては単収が低く、十分収入が確保できない状態が継続しており、生産技術、生産意欲に課題がある。
- 大麦は生産量が少なく、継続的な生産販売に課題がある。

II. 今後の取り扱いの考え方

1. 麦作の位置づけ

- 相双地区においては、営農再開がすすむなか、水稻だけの規模拡大は限界。このため麦の位置づけは今後高まっていく。
- その他地域においても大規模生産組織を中心として、水田作における主要作目として麦作の生産拡大・定着を図るとともに生産性を向上させる。

2. 生産目標面積

- 令和6年産で500haを目標として、地域別・麦種別・銘柄別の生産計画を策定（内容、別添のとおり）。

3. 麦種・品種の取り扱い

[小麦]

- 「きぬあずま」から「さとのそら」「ゆきちから」主体の作付体系への転換をすすめる。
- 「きぬあずま」から他品種への転換は令和8年までの完了を目指す。

[大麦]

- 地域の6次化等の固定需要を除き、基本的に全て小麦へ転換する。

4. 技術対策

- 生産性向上のため、排水対策、赤かび病防除等の基本技術の徹底を図り、そのためモデルとなる生産組織の取り組みを紹介する。
- 「さとのそら」については、相馬地区に展示ほを設置し、技術対策の普及・徹底を図る。

5. 種子対策

- 「さとのそら」については、奨励品種決定調査を早期にすすめる。
- 当面の間「さとのそら」の種子については米改良協会を通じて他県から供給する。

6. 安全安心対策

[放射能検査対応]

穀類の緊急時環境放射線モニタリング検査を各市町村ごと（被災十二市町村は、旧市町村ごと）に実施し、安全性を確認する。

[赤かび病対策]

現地生産者に対する技術情報誌の発行や、航空防除関係者との情報共有により、効果的な適期防除を実施していく。

7. 実需者対応

- 麦種別に定期的に需要者との意見交換を実施し、需要者ごとに対応した品種の生産を進め、播種前契約の実施を目指す。

III. 地域別・銘柄別等作付計画

- 別添のとおり。

以上

福島県産麦の地域別・銘柄別等作付計画

1. 県内の麦類作付面積の推移と、令和6年産までの作付計画

- 小麦は、浜通り相双地区の営農再開地区の水田を中心に、作付拡大を目指す。
- 中通り・会津は、麦の作付地域が限られており、大規模な面積拡大の見込みは低いことから、既存の作付地域を中心に、面積を維持。

小麦の県内作付推移と作付計画(素案) 単位:ha

地域	H22年産	H23年産	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産	R6年産(計画)
中通り	73	59	57	68	71	51	60	60
会津	204	207	113	113	113	119	103	120
浜通り	164	162	190	228	224	237	311	320
合計	441	428	360	409	408	407	475	500

- ※R3年産までの各地域面積は、農林水産統計値を参照
- ※R4、5年産の面積は、全農福島の出荷契約面積より算出
- ※R6年産の計画面積は、各地域の面積推移を参考に作成

2. 品種別作付計画

(1) 中通り

実需者の固定需要を除き、「きぬあずま」から「ゆきちから」への転換を進める。

(2) 会津

「ゆきちから」の作付を維持する。

(3) 浜通り

現状、主要品種である「きぬあずま」について、実需者の固定需要を除き、「ゆきちから」「さとのそら」への転換を進める。

麦類の品種別作付計画 単位:ha

麦種	品種	地域	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産	R6年産(計画)
小麦	きぬあずま	中通り	34	39	33	22	20
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	153	150	137	154	20
		計	187	189	170	176	40
	さとのそら	中通り	0	0	0	0	20
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	29	23	22	59	230
		計	29	23	22	59	250
	ゆきちから	中通り	32	32	16	31	20
		会津	112	113	119	103	120
		浜通り	46	51	78	98	70
		計	190	196	213	232	210
		その他品種		3	1	2	8
	合計		409	408	407	475	500

- ※R2～3年産の品種別作付面積は、県調べ
- ※R4～5年産の品種別の面積計は、全農福島の出荷契約面積を参考に作成

3. 単収目標

○浜通りで「きぬあずま」より低収の小麦「さとのそら」について、収量確保の栽培技術を確認し、単収 380kg/10a を目指す。

○会津の「ゆきちから」は、基本技術の励行により、単収 150kg/10a を目指す。

単位：kg/10a

麦種	品種	地域	R 2 年産	R 3 年産	R 4 年産	R 5 年産 (計画)	R 6 年産 (計画)
小麦	きぬあずま	中通り	221	184	65	200	200
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	304	296	249	350	350
		計	291	292	214	-	-
	さとのそら	中通り	0	0	0	0	200
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	302	277	355	380	380
		計	302	277	355	-	-
	ゆきちから	中通り	194	113	131	200	200
		会津	65	74	136	120	150
		浜通り	219	451	183	320	320
		計	139	204	160	-	-
		その他品種	-	-	170	0	0
	合計	248	227	201	275	294	

※ R 2～4 年産の品種別単収は、全農福島の出荷数量より算出

4. 生産量目標（2、3より算出）

単位：ト

麦種	品種	地域	R 2 年産	R 3 年産	R 4 年産	R 5 年産 (計画)	R 6 年産 (計画)
小麦	きぬあずま	中通り	75	71	21	44	40
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	465	444	341	540	70
		計	543	552	363	584	110
	さとのそら	中通り	0	0	0	0	40
		会津	0	0	0	0	0
		浜通り	88	64	78	225	874
		計	88	64	78	225	914
	ゆきちから	中通り	62	36	21	61	40
		会津	73	84	162	124	180
		浜通り	101	230	143	314	224
		計	263	398	326	499	444
		その他品種	-	-	-	0	0
	合計	1,014	927	766	1,308	1,468	

※ R 2, 3 年産の生産量合計は、農林水産統計より

※ R 4 年産の生産量合計は、全農福島の出荷契約面積より算出

以上

福島県産大豆の今後の推進方針

令和3年12月作成

令和4年11月一部変更

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

福島県産大豆は、平成23年3月に発生した東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、需要構造が大幅に変化し、現状の生産規模は団地面積で震災前の約69%の水準（令和3年産）にとどまっている。

また、ウクライナ情勢等による世界的な食料安全保障のリスクが顕在化し、輸入依存度の高い大豆の国産需要が高まっている。

現在、浜通りを中心とする営農再開地域および各地の大規模生産組織において、大豆は水田における土地利用型作物の作付体系上、今後とも重要な作物として位置づけられる。

令和5年産以降に向けて、波及効果の高い畑作物のモデル地区を設定、及び推進対象地区を明確にした上で、積極的な畑作物の推進活動を展開することとしている。

については、福島県産大豆をめぐる現状と、それを踏まえた今後の推進についての考え方を提示する。

1 福島県における大豆の現状・課題

1 生産面

(1) 作付面積の推移、団地の状況

相双の営農再開により、浜通りでは大豆の作付面積が震災直後から徐々に回復傾向にあるが、中通り・会津では、作付面積の減少が続いている。

県内大豆団地の水田作付面積

単位：ha

地域	H22年産	H23年産	H24年産	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産
中通り	220	339	314	185	167	167	263
会津	307	327	288	204	176	178	168
浜通り	541	148	162	365	356	390	420
合計	1,067	814	764	754	699	736	850

※県調べ。県内で1ha以上大豆作付している団地の水田面積

※令和4年産の数値は、全農福島の出荷契約面積

県産大豆の検査数量

単位：t

	H22年産	H23年産	H24年産	R2年産	R3年産
普通大豆	894	1,066	1,095	1,038	1,108
特定大豆	277	288	182	122	113
合計	1,171	1,354	1,277	1,160	1,221

※農林水産統計より

(2) 県産大豆の地域別・品種別作付面積

単位：ha

地区名	品種	R元年産	R2年産	R3年産
中通り	里のほほえみ	149	166	181
	あやこがね	11	11	8
	タチナガハ	107	57	57
会津	里のほほえみ	10	11	22
	あやこがね	133	71	89
	タチナガハ	16	13	12
浜通り	里のほほえみ	127	172	288
	タチナガハ	292	225	124
合計		845	726	781

※全農福島の出荷契約面積

2 需要面

(1) 里のほほえみ

県内外の実需者へ、豆腐、味噌、納豆（ひきわり）等の原料として販売されている。北陸、関東を中心に他県でも広く作付されている。

(2) タチナガハ

県内の実需者を中心に、豆腐、味噌等の原料として一定の需要がある他、一部県外の加工業者からも、味噌の原料として需要がある。

(3) あやこがね

県内の実需者に、豆腐、味噌、醤油、納豆等の原料として使用されている。「会津産あやこがね」を100%使用した加工品（納豆、味噌）が販売されるなど、一定の需要がある。

○令和4年県産大豆品種別契約実績

単位：ha、t

品種	契約面積	契約数量
タチナガハ	189	191
里のほほえみ	498	737
あやこがね	161	268
合計	849	1,196

※全農福島の出荷契約面積・数量

3 課題

(1) 生産面

地域の生産者により、適期作業や排水対策、雑草防除が不十分なほ場があり、収量・品質が全国平均より低い。

(2) 品種面

- 「タチナガハ」は平成8年に奨励品種に採用されてから年数が経過しており、小粒化など、形質の劣化が懸念される。
- 「あやこがね」は「大豆黒根腐病」の病害耐性が弱く、会津の一部団地でも発生が確認されており、今後発生の拡大が懸念される。

(3) 実需面

- 県内の実需者、加工業者からは、加工しやすさや製品の食味が優れるとの評価から、「タチナガハ」「あやこがね」を望む声もあり、「タチナガハ」「あやこがね」の固定需要と、「里のほほえみ」の実需者需要の把握が必要となっている。

II 今後の取り扱いの考え方

1 大豆作の位置づけ

- 相双地域においては、営農再開が進む中、担い手一戸当たりの経営面積が拡大傾向にあり、水稻以外の主要な土地利用型作物として、大豆の作付拡大が見込まれる。
- その他の地域においては、需要に応じた米作りの推進と併せて、既存団地の水田を中心に、大豆の作付拡大と、基本技術の励行による生産性向上を図る。

2 生産目標面積

令和6年産で県内大豆団地の水田で1000haの作付を目標とし、地域別、品種別の計画を作成する。

3 品種の取り扱い

「里のほほえみ」主体の作付拡大を図るとともに、「タチナガハ」「あやこがね」については、固定の需要量を継続して確保する。

4 技術対策

- 排水対策の徹底（明渠・暗渠施工、畦立て同時播種等の湿害軽減技術の推進）
- 適期播種、適期収穫の徹底
- 難防除雑草をはじめとする雑草対策の徹底

5 種子対策

「里のほほえみ」については、令和4年産から県内の採種ほの面積を拡大したが、病害の発生により県外からの購入を継続することとしている。今後、病害発生を防ぐ技術導入を検討するとともに、米改良協会と農業総合センターと連携し、県産「里のほほえみ」の供給量拡大について検討していく。

6 安全確保対策

穀類の緊急時環境放射線モニタリング検査を各市町村ごと（被災十二市町村は、市町村、または、旧市町村ごと）に実施し、安全性を確認する。

7 実需者対応

県内の主な実需者を中心に、既存品種の需要実態を把握し、需要に応じた品種の作付拡大を検討する。

III 年産別、品種別、生産・販売計画

1 年産別作付計画（案）

中通り・会津では、既存の大豆団地を中心に作付を推進し、令和6年産で中通り300ha、会津200haの水田作付を目指す。

浜通りでは相双の営農再開地域を中心に、大豆の団地化を推進し、令和6年産で500haの水田作付を目指す。

県内大豆団地の水田作付計画（案） 単位：ha

地域	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産 (計画)	R6年産 (計画)
中通り	167	167	263	280	300
会津	176	178	168	180	200
浜通り	356	390	420	450	500
合計	699	736	850	910	1,000

※令和4年産の数値は、全農福島の出荷契約面積

2 地域別・銘柄別等作付計画

○別添のとおり。

以上

福島県産大豆の地域別・銘柄別等作付計画

1. 県内の大豆作付面積の推移と、令和6年産までの作付計画

○浜通りは、相双地区の営農再開地区の水田を中心に、作付拡大を目指す。

○中通り・会津は、既存の大豆団地を中心に、作付の拡大を目指す。

県内大豆団地の水田作付推移と作付計画(案)

単位:ha

地域	H22 年産	H23 年産	R元 年産	R2 年産	R3 年産	R4 年産	R5年産 (計画)	R6年産 (計画)
中通り	220	339	185	167	167	263	280	300
会津	307	327	204	176	178	168	180	200
浜通り	541	148	365	356	390	420	450	500
合計	1,067	814	754	699	736	850	910	1,000

※R3年産までの数値は、県調べ。県内で1ha以上大豆作付している団地の水田面積

※R4年産の合計面積は、全農福島の出荷契約面積

※令和5・6年産の計画面積は、各地域の面積推移を参考に作成

2. 品種別作付計画

(1) 中通り

固定需要の「あやこがね」「タチナガハ」を確保しつつ、面積拡大は「里のほほえみ」を中心に進める。

(2) 会津

固定需要の「あやこがね」を確保する。

(3) 浜通り

固定需要の「タチナガハ」を確保しつつ、面積拡大は「里のほほえみ」を中心に進める。

大豆団地における品種別作付計画

単位:ha

品種	地域	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産 (計画)	R6年産 (計画)
里のほほえみ	中通り	149	166	181	206	220	240
	会津	10	11	22	15	20	30
	浜通り	127	172	288	276	300	330
計		286	349	491	498	540	600
あやこがね	中通り	11	11	8	9	10	10
	会津	133	71	89	153	160	170
	浜通り	0	0	0	0	0	0
計		144	82	97	161	170	180
タチナガハ	中通り	107	57	57	48	50	50
	会津	16	13	12	0	0	0
	浜通り	292	225	124	141	150	170
計		415	295	193	189	200	220
合計		845	726	781	849	910	1,000

※R元～R4年産の品種別面積・合計面積は全農福島の出荷契約面積

3. 単収目標

○適期播種、排水対策、難防除雑草等の技術対策徹底により、令和6年産で中
通りは単収130kg/10a、会津は単収160kg/10a、浜通りは単収180kg/10aを
目指す。

(参考:R3水田単収 中通り113kg/10a、会津157kg/10a、浜通り:152kg/10a)

単位: kg/10a

品種	地域	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産 (計画)	R5年産 (計画)	R6年産 (計画)
里のほほえみ	中通り	85	114	100	110	120	130
	会津	230	105	189	130	140	160
	浜通り	132	142	139	160	170	180
計		111	131	127	-	-	-
あやこがね	中通り	22	29	24	110	120	130
	会津	59	162	118	130	140	160
	浜通り	0	0	0	160	170	180
計		56	144	111	-	-	-
タチナガハ	中通り	90	75	99	110	120	130
	会津	215	163	113	130	140	160
	浜通り	77	120	118	160	170	180
計		86	113	112	-	-	-
合計		89	125	121	143	149	161

※R元年～3年産の品種別単収は、全農福島の出荷契約面積より算出

4. 生産量目標(2、3より算出)

単位: トン

品種	地域	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産 (計画)	R5年産 (計画)	R6年産 (計画)
里のほほえみ	中通り	127	189	182	227	264	312
	会津	23	12	42	20	28	48
	浜通り	168	244	400	442	510	594
計		317	457	624	689	802	954
あやこがね	中通り	2	3	2	9	12	13
	会津	78	115	105	198	224	272
	浜通り	0	0	0	0	0	0
計		81	118	108	208	236	285
タチナガハ	中通り	96	43	56	53	60	65
	会津	34	21	14	0	0	0
	浜通り	225	270	147	226	255	306
計		356	333	217	279	315	371
合計		754	908	947	1176	1,353	1,610

以上

水田農業高収益化推進計画の策定状況について

令和4年11月22日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

1 概要

- 水田において、野菜等の高収益作物や子実用トウモロコシの導入促進を図るため、県が策定し、国が認定する計画。県が策定する「水田農業高収益化推進計画」には、市町村等が作成する「産地推進計画」が含まれる。
- 主食用米の需要量が年々減少する中、農業経営の収益性向上を図るため、「水田農業高収益化推進計画」を策定し、産地において水田の畑地化・汎用化による園芸作物等への転換が図られる地盤づくりを行う。

2 推進品目

県の水田農業高収益化推進計画における推進対象品目は、園芸振興プロジェクト、高付加価値産地計画における野菜、花きの11品目に、ピーマン、いちご、その他各地域の産地推進計画の対象品目を加えたものとする。

推進品目名	用途	現状面積 (ha)	目標面積 (ha)
きゅうり	生食用	241 (R2)	256 (R7)
トマト	生食用	140 (R2)	149 (R7)
トマト	加工・業務用	1.6 (R2)	2.2 (R7)
アスパラガス	生食用	101 (R2)	116 (R7)
ブロッコリー	生食用 加工・業務用	96 (R2)	136 (R7)
さやいんげん	生食用 加工・業務用	37 (R2)	38 (R7)
たまねぎ	生食用 加工・業務用	25 (R2)	47 (R7)
ねぎ	生食用 加工・業務用	61 (R2)	70 (R7)
かんしょ	生食用 加工・業務用	9 (R2)	38 (R7)
りんどう	切り花用	14 (R2)	15 (R7)
トルコギキョウ	切り花用	28 (R2)	36 (R7)
宿根かすみそう	切り花用	28 (R2)	36 (R7)
ピーマン	生食用	8 (R3)	9 (R8)
いちご	生食用	44 (R3)	45 (R8)
子実用トウモロコシ	加工・業務用	5 (R3)	6.2 (R8)

3 産地推進計画作成状況（令和4年11月現在）

認定済：天栄村、郡山市、石川町、平田村、浅川町、白河市、泉崎村、下郷町

現在申請中：三春町、会津坂下町、昭和村、南会津町

年度内申請予定（変更申請含）：鏡石町、埴町、矢吹町、泉崎村、会津若松市
只見町、南相馬市、いわき市

4 支援メニュー（R4年度）

農林水産省において、計画に位置付けられた産地に各種支援措置を講じている。
（詳細は別紙参照）

○水田農業高収益化推進助成

・高収益作物定着促進助成（2万円（3万円※1）/10a×5年間）

※1 加工・業務用野菜の場合。

・高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）※2

※2 令和5年度までの時限単価。その他転換作物に係る畑地化の場合10.5万円/10a。

・子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

○基盤整備事業（高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化等）における優先採択・優先配分

○技術・機械等の導入支援における優先採択

項目別の主な支援措置一覧

項目名	事業名	支援内容	補助率等	お問合せ先
生産拡大、新しい産地づくりの準備をしたい	時代を拓く園芸産地づくり支援事業	産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援	定額	農産局園芸作物課 (03-3501-4096)
	国産濃厚飼料生産・利用拡大対策			畜産局飼料課 (03-6744-7192)
生産を拡大したい	水田活用直接支払交付金	水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の裁量で産地づくりを支援(産地交付金) 「推進計画」に基づき、 ①高収益作物の新たな導入面積に応じて支援(②とセット) ②高収益作物による畑地化の取組を支援 ③子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援	定額(地域で設定) ①:2(3※)万円/10a×5年間 ※ 加工・業務用野菜等の場合 ②:17.5万円/10a・1回限り ③:1万円/10a	農産局企画課 (03-3597-0191)
	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	①実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援 ②需要の創出・拡大のための機械・施設の整備を支援	①4万円/10a※ ②1/2以内 ※ 加工用米は3万円/10a	①の事業 農産局企画課 (03-3597-0191) ②の事業 農産局穀物課 (03-6744-2108)
1 6 モデル産地、 新しい産地をつくりたい (技術の導入・実証等)	時代を拓く園芸産地づくり支援事業	①栽培技術の実証、機械等のリース導入を支援(輸出に資する取組を行う産地を優先採択する仕組を導入) ②加工・業務用野菜等の作柄安定技術の導入等を支援 [優先採択]	①:定額、1/2 ②:定額(15万円/10a)	農産局園芸作物課 (03-3501-4096)
	果樹農業生産力増強総合対策	水田の畑・樹園地転換を通じて、省力技術・機械等を面的に導入し、モデル産地を形成する取組等を支援 [優先採択]	定額、1/2等	農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957)
	国産濃厚飼料生産・利用拡大対策	子実用とうもろこしの生産利用体系の構築に向けた実証の取組を支援 [優先採択]	定額、1/2以内	畜産局飼料課 (03-6744-7192)
機械・施設等を導入したい	強い農業づくり総合支援交付金	産地の収益力強化に必要な集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設等の整備等を支援 産地基幹施設等支援タイプ [優先採択]	1/2以内等	農産局総務課 生産推進室 (03-3502-5945)
	産地生産基盤パワーアップ事業	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援	1/2以内等	
	農地利用効率化等支援交付金	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援 [集約型農業経営優先枠内での優先採択]	3/10以内等	経営局経営政策課 (03-6744-2148)
耕作条件を改善したい、 基盤整備を行いたい	農業競争力強化基盤整備事業(公共)	畑地化・汎用化のための基盤整備等を支援(畑地帯の整備に併せて畑地周辺の水田を畑地化する場合も促進費の対象に追加) [優先採択・優先配分・計画策定の助成期間を延長]	1/2等	農村振興局 水資源課 (03-3502-6246) 農地資源課 (03-6744-2208)
	農地耕作条件改善事業	基盤整備の機動的な推進、高収益作物への転換に向けた計画策定～営農定着に必要な取組を一括支援(整備農地周辺の未整備農地等の整備に係る農家負担を軽減する推進費を創設) [拡充]	1/2、定額等	

(参考)水田農業高収益化推進計画に係るスケジュール(令和4年度予定)

活用事業名	要望調査、公募・申請	採択・予算割当	推進計画の提出期限
時代を拓く園芸産地づくり支援事業			
水田農業高収益作物導入推進事業	2月上旬～2月下旬	3月下旬	1月末
大規模契約栽培産地育成強化事業	2月上旬～2月下旬	5月下旬	1月末
果樹農業生産力増強総合対策	4月上旬～5月上旬	6月末	4月末
畜産生産力・生産体制強化対策事業 (飼料生産利用体系高効率化対策)	2月上旬～2月下旬	3月下旬	1月末
強い農業づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)	1月中下旬～2月中旬	4月当初	1月下旬
農地利用効率化等支援交付金	4月上旬～5月中旬	6月	4月末
基盤整備事業			
国営かんがい排水事業のうち 高収益作物導入促進事業 国営農地再編整備事業 国営緊急農地再編整備事業	事前調査の実施状況等 に応じて対応	4月当初	1月末
農業競争力強化農地整備事業 農地中間管理機構関連農地整備事業 水利施設等保全高度化事業 中山間地域農業農村総合整備事業	(R3)11月末		
農地耕作条件改善事業	随時	①4月、②7月、③10月	①1月末、②4月末、③7月末
水田活用の直接支払交付金のうち 水田農業高収益化推進助成	6月末	—	6月末

注1：今後、予算編成過程で変更する場合がある。

注2：上記のほか、各事業において年度途中に行う追加公募で優先採択等の活用を希望する場合、提出期限は追加公募の申請期限と同時期とする。

2 水田活用直接支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 346,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の導入・定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで])
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

3. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

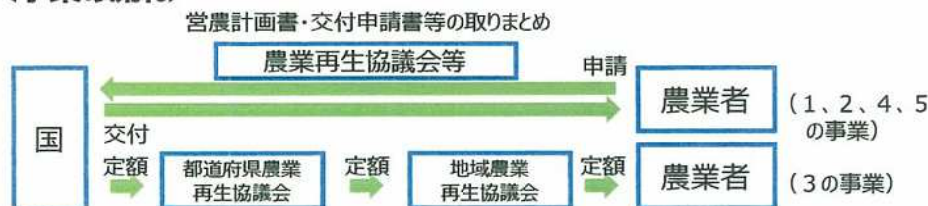
4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額 (上限：0.5万円/10a) で**国が追加的に支援**します。

5. 畑作物本作化推進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他作物の導入・定着を図る取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

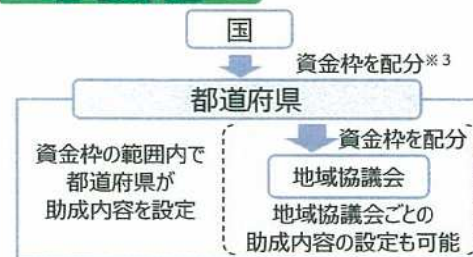
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

<交付対象水田>

・たん水設備 (畦畔等) や用水路等を有しない農地は交付対象外
 ・現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り (水稻作付) が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

- ※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- ※2：令和4年度予算の執行状況等を踏まえて、予算編成過程で支援内容を検討

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け (基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑作物本作化推進助成

- ① 畑地化支援 (高収益作物：17.5万円/10a※4 その他作物：10.5万円/10a) ※4：令和5年度までの時限単価
- ② 高収益作物等定着促進支援
 - ア 高収益作物 (2万円 (3万円※5) /10a×5年間) (①とセット) ※5：加工・業務用野菜等の場合
 - イ その他作物【新規】※6 (①とセット) ※6：支援単価や要件等は予算編成過程で検討
- ③ 畑作物産地形成促進支援【新規】※6
 - 畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、関係者間の調整等に要する経費を支援。
- ④ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

3 水田農業の高収益化の推進 <一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援します。

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物の新たな導入（2万円（3万円※1）/10a×5年間）
 - ② 高収益作物による畑地化（17.5万円※2/10a）
 - ③ 子実用とうもろこしの作付け（1万円/10a）
- ※1 加工・業務用野菜等の場合
※2 令和5年度までの時限単価

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化等を支援します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

[お問い合わせ先]

(1、2①②の事業)	農産局園芸作物課	(03-6744-2113)	
(2③の事業)	農産局果樹・茶グループ	(03-3502-5957)	
(1、2①の事業)	畜産局飼料課	(03-3502-5993)	
(2②の事業)	経営局経営政策課	(03-6744-2148)	
(3の事業)	農産局企画課※	(03-3597-0191)	※プロジェクトの窓口を担当
(4の事業)	農村振興局設計課	(03-3502-8695)	

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

- ・時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業（17億円の内数）
- ・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（9億円の内数）

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の
実現をフォローアップ

承認・
支援

策定・
提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（17億円の内数）
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（9億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（164億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（25億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（64億円の内数）

3. 高収益作物の導入・定着支援

- 〔水田活用直接支払交付金のうち畑作物本化作推進助成（3,460億円の内数）〕

4. 生産基盤の整備

- ①：農業競争力強化基盤整備事業（3,933億円の内数）、農地耕作条件改善事業（294億円）等
- ②：農業競争力強化基盤整備事業（3,933億円の内数）

令和5年度産地交付金の取扱いの考え方（案）

【前提】

- 令和5年度予算概算要求時点の内容に基づき作成、国の令和5年度予算概算決定に基づき内容を変更。
- 県への産地交付金額は、令和4年度当初配分額（1,198百万円）程度にとどまると想定。

1 令和5年度産地交付金取扱いの基本的考え方（県域）

- (1) 産地交付金財源を目標達成に向け効率的に活用するため、県域必要額については、令和5年度の生産数量の目安を参考に所要額（348百万円）を確保する。
（地域枠は850百万円（前年比43百万円増）の想定。）
- (2) 非主食用米の面積拡大に対し、全体として令和4年度単価を継続することを基本に、重点推進品目への支援を実施する。
- 地力増進作物について廃止する。

2 令和5年度産地交付金（県域枠）の設定方向

	取組	4年度 交付単価 (円/10a)	検討方向	備考
県 設 定	飼料用米大規模取組 加算	2,500	継続	一般品種、多収品種とも対象。
	加工用米複数年契約 助成	14,000	継続	低コスト生産に資する 取組を要件
	新市場開拓用米取組 拡大助成	14,000	継続	低コスト生産に資する 取組を要件
	飼料用トウモロコシ 助成	4,000	継続	生産性向上に資する取 組を要件
	麦・大豆生産拡大助成	5,000	継続	単収向上に資する取組 を要件
	地力増進作物助成	1,000	廃止検討	他制度・他作物の取組 を促進
国 設 定	飼料用米及び米粉用米 に係る複数年契約助成	6,000	廃止検討	他制度・他作物の取組 を促進
	そば・なたね助成	20,000	継続	基幹作のみ
	新市場開拓用米助成	20,000	継続	基幹作のみ
	新市場開拓用米助成に 係る複数年契約助成	10,000	継続	基幹作のみ